

したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

○15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

○18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、入学試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して、124単位を修得し卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。

○一つの分野を体系的に学びたい方には「放送大学エキスパート」を実施しています。

出願期間は、第1回が2月28日まで、第2回は3月20日まで。資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学徳島学習センター(☎088-8160210151)までご請求下さい。放送大学ホームページでも受け付けております。

海部郡生活グループ協議会 かいふあつたか市

ゆず酢のお寿司、お餅、いろいろな等の手作り加工品、新鮮な野菜等を販売します。

地域の特産物が入った4種類の地産地消弁当40食も販売!!

日時 2月12日(日)

午前10時～午後3時

場所 美波町 道の駅日和佐

物産館横特設テント

※「四国の右下・まけまけマルシェ」と合同で開催します♪

お問い合わせ先

海部郡生活グループ協議会

(事務局)美波農業支援センター

☎7417492

戦没者等のご遺族の皆様へ

現在戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)請求の受付を行っています。支給の対象者

平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

【請求できる範囲には細かい条件があります。】

請求期間は平成30年4月2日までです。

※請求期間を過ぎると特別弔慰金を受け取ることができませんのでご注意ください。

尚、請求書にはマイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号通知カードと本人確認書類をご持参ください。

代理人の場合

○請求者本人の、個人番号通知

農地を耕作せずに放置すると税金が上がることがあります。



農地の固定資産税の課税強化・軽減について

■平成28年度国の税制改正により、荒れた農地や十分管理されていない農地を放置すると、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。

平成29年1月に農業委員会から勧告される農地については、固定資産税が1.8倍になります。(平成29年1月現在で勧告される農地はありません。)

農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告はされず、固定資産税は上がりません。

※すでに森林化しているなど農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断したときは、山林・原野などの現況地目での課税になります。

■平成28年度以降に農地中間管理機構に所有する農地を貸せば、翌年から固定資産税が半額になります。

所有する農地(10アール未満の自作地は残せます。)を、平成28年度以降新たに、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けたときは、次の期間にわたり、貸し付けた農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

- ①10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
- ②15年以上の期間で貸し付けたときは5年間

問い合わせ先 美波町産業振興課(☎77-3617)

カードと本人確認書類
○委任状

最低賃金が改定されました

■徳島県最低賃金

時間額 716円

(平成28年10月1日から)

■徳島県特定(産別)最低賃金

○造作材・合板・建築用組立材料製造業

時間額 824円

(平成28年12月21日から)

○はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

時間額 857円

(平成28年12月21日から)

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 822円

(平成28年12月21日から)

お問い合わせ先 徳島労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ

☎088-65219165

088-62213570

http://tokushima-roundoukyoku.jp

http://site.wlw.go.jp

「ご検討ください」業務改善助成金

